

平成 26 年 6 月 30 日

平成 25 年度総務省所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況

「公益法人の指導監督体制の充実等について」（平成 13 年 2 月 9 日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）において、各府省は、所管特例民法法人に対する立入検査を少なくとも 3 年に 1 回実施し、毎年度の立入検査の実施状況を取りまとめ、その結果を公表することとされている。

今般、本申合せに基づき、平成 25 年度における総務省所管特例民法法人に対する立入検査の実施状況を取りまとめたので、公表する。

（１）総括表

所管法人数	立入検査実施法人数	改善すべき点のあった法人
31 法人	8 法人	3 法人

（注）所管法人数は平成 25 年 12 月 1 日現在。

（２）改善すべき点のあった法人の内訳

改善すべき点のあった法人	改善すべき点のあった法人			
	法人運営面で問題のあった法人	事業の内容・実施等の面で問題のあった法人	財務・会計面で問題のあった法人	その他
3 法人	2 法人	2 法人	2 法人	0 法人

（注）複数の改善すべき点があった法人があるため、改善すべき点のあった法人数と、内数の合計数は一致しない。

[主な指摘事項と改善措置（予定を含む）]

（法人運営面）

- ・ インターネットによる業務及び財務等に関する資料の情報公開が不十分である。（← 掲載し情報公開するよう指導。）

（事業実施面）

- ・ 公益事業の事業規模が総支出額の 2 分の 1 以上となっていない。（← 事業を実施し 2 分の

1 以上となるよう指導。)

(財務・会計面)

- ・ 内部留保の水準が「公益法人の設立許可及び指導監督基準」で規定する 30%程度を超えている。(← 適切な水準となるよう検討するよう指導。)
- ・ 正味財産が赤字である。(← 事業活動の継続に必要な財産的基礎の再構築に向けて適切な措置を講じるよう指導。)

<連絡先>

総務省大臣官房総務課 後潟、猿田

電話 03-5253-5090 (直通)

FAX 03-5253-5093